

広島支部からののお知らせ

加入者の皆様へお知らせ
いただきますようお願いします

2023年

7月

協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康いろは

協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康いろは

ちょっとした工夫で
医療費節約!

上手な医療のかかり方

病気の時やケガをした時、保険証1枚で、いつでもどこでも医療機関を受診できる「医療保険制度」。この制度を維持するためには、年々増加する医療費を抑制することがカギとなります。一人ひとりのちょっとした工夫や普段の意識で医療費は節約できます。

今月は、今日からはじめられる医療費の節約方法をご紹介します。



✓ かかりつけ医・かかりつけ薬局をもつ

かかりつけ医は身近なお医者さん

継続的に受診することで、患者の病状や病歴、体質などを踏まえた診療を受けることができます。



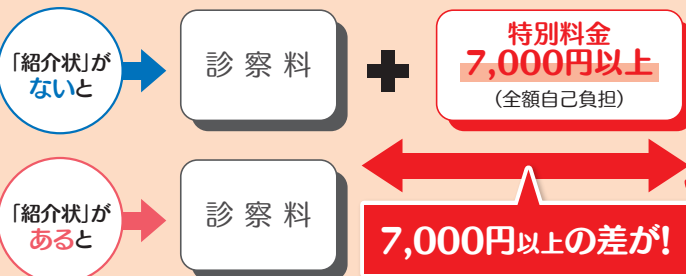
かかりつけ薬局で薬のリスクを防止

副作用などの恐れがある薬や、複数の薬の飲み合わせなどをチェックしてもらえるため、薬を安全に使用することができます。



✓ 紹介状なしで大病院にかからない

紹介状なしで大学病院等の大病院を受診すると、診察料に加えて**7,000円以上の特別料金**がかかります。



大病院に軽症患者が集中すると、本来担うべき重篤な患者への対応や救急医療などに支障が生じます。



✓ 診療時間内(平日・昼間)に受診する

夜間・早朝、休日、深夜を診療時間
に含む診療所を受診した場合

診療時間外の割増加算 (3割負担の場合)

時間帯	時間外 概ね6時～8時、 18時(土曜は正午) ～22時	休日 日曜日、祝日、 12/29～1/3	深夜 22時～6時
初診料 860円	+260円	+750円	+1,440円
再診料 220円	+200円	+570円	+1,260円

診療時間内の割増加算 (3割負担の場合)

時間帯	平日・昼間	夜間・早朝等 概ね6時～8時、 18時(土曜は正午) ～22時
初診料 860円	加算なし	+150円
再診料 220円	加算なし	+150円

休日・夜間の受診に迷ったら、電話相談窓口をご利用ください!

●救急安心センター事業(総務省消防庁)

#7119 全日、24時間体制で全年齢の方が対象
※一部地域では対応していません。

●子ども医療電話相談事業(厚生労働省)

#8000 夜間や休日、お子様の症状について
※利用できる時間帯は、都道府県によって異なります。



注意!

健康保険が使える施術と使えない施術があります

整骨院・接骨院のかかり方



柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかる場合、「協会けんぽ」から療養費としてその一部が支払われます。しかし、柔道整復師による治療には、健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。

▲詳しくはこちら

健康保険の対象となる場合

ケガによる痛みに限ります。

打撲

捻挫

挫傷(肉離れなど)

骨折

脱臼

※内科的原因による疾患は含まれません。慢性的な状態に至っていないものに限られます。
※同一負傷に対して、保険医療機関で治療中のものは含まれません。

健康保険の対象とならない場合

病気や原因不明の痛みは対象となりません。

- 単なる肩こり、筋肉疲労、慰安目的のマッサージ
- 病気(神経痛、リウマチ等)からくる痛み・こり
- 脳疾患後遺症等の慢性病
- 過去の交通事故等による後遺症
- 症状の改善のみられない長期の治療
- 仕事中や通勤途上での負傷
- 医師の同意のない骨折や脱臼の治療(応急処置を除く)



施術を受けられる際のお願い

1

負傷の原因を柔道整復師にハッキリ伝えてください。

2

領収書は必ず保管してください。

3

療養費支給申請書は必ずご自身で署名してください。

協会けんぽから、治療を受けた方に対して、施術内容についてお尋ねする場合がございます。

はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方



はり・きゅう、あん摩・マッサージの施術について、一定の要件を満たす場合は、「療養費」として健康保険の対象となります。健康保険の対象とならない場合は、全額自己負担となります。健康保険の対象となるのは、以下のとおりです。

▲詳しくはこちら

はり・きゅう

以下の2つの要件を満たす場合のみ対象となります。

1

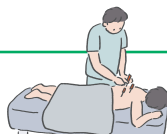
対象となる傷病であること

- 神経痛 ●リウマチ ●頸腕症候群 ●五十肩 ●腰痛症
 - 頸椎捻挫後遺症
- ※神経痛・リウマチなどと同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。

2

医師がはり・きゅうの施術について同意していること

※医師による適当な治療手段がなく(医療機関において治療を行い、その結果、治療の効果が現れなかった場合等)、はり・きゅうの施術を受けることを認める医師の同意がある場合です。



あん摩・マッサージ

医師があん摩・マッサージの施術について同意していること

※筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、その制限されている関節の可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的として、あん摩・マッサージの施術が必要と医師が同意している場合に限りです。



医療機関との併用での施術は認められません。施術を受けるにあたり、定期的に医師の同意が必要です。

施術を受けられる際のお願い

1

領収書は必ず保管してください。
※領収書は医療費控除を受ける際に必要となります。

2

療養費支給申請書は必ずご自身で署名してください。

協会けんぽ広島支部からのお知らせ

(2023年7月号)

<発行>



全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問い合わせ
はこちら

電話番号 082-568-1011(代表)
平日のみ 8:30~17:15
※おかけ間違いにご注意ください



今月の
TOPICS

お役立ち情報満載! 広島支部のメールマガジン

協会けんぽ広島支部では、健康保険の制度改正や健康づくりに関する情報を月に1度メールマガジンにてお届けしています。今年度から健康に関するコラムやレシピ「KENCOコラム・レシピ」が始まりました。お気軽にご登録ください。



▲ご登録はこちら